

# 中国における專利審査指南改正案 について（後編）

北京銀龍知識産権代理有限公司  
(DragonIntellectualPropertyLawFirm)

王 未東  
弁理士 弁護士



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に專利局の後押しをうけて設立された代理機構である。王は、医薬品化学の修士号を有し、企業において新医薬品の研究開発および知的財産権の管理の業務に従事した後、2010年に北京銀龍に入社し、化学部で弁理士・弁護士として代理業務を行っている。また、北京銀龍の法律法規・判例の研究グループのリーダーとして、所内外に積極的に情報発信を行っている。

## 【概要】

中国において2021年8月3日に、專利審査指南改正案の第3回意見募集稿が公表された。今回の審査指南の改正内容は、主に專利法およびその実施細則の規定の改正に関連するものである。本稿では、今回の改正案の概要について紹介する。後編では、緊急事態への対応に関する規定、審査の質と審査効率向上のための関連規定、簡略化または要件が緩和された手続規定、その他の関連規定について紹介する。なお、前編では、意匠制度改善に係る関連規定、先願書類を援用した出願書類の追加提出に関する規定、專利権期間の補償に関する規定、專利オープンライセンスの関連規定、医薬品專利紛争早期解決体制の無効案件審査に関する関連規定について紹介している。前編：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/24127/>  
なお、現在（2022年3月）、当該改正案はまだ承認されていないため、実際に施行される審査指南とは異なる可能性があることに留意されたい。

## 【詳細】

意匠制度改善に係る関連規定、先願書類を援用する形で出願書類を追加提出に関する規定、專利権期間の補償に関する規定、4. 專利オープンライセンスの関連規定、医薬品專利紛争早期解決体制の無効案件審査に関する関連規定については、「中国における專利審査指南改正案について（前編）」をご覧ください。

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/laws/24127/>

## 6. エピデミック等の緊急事態への対応に関する規定

### (i) 新規性を喪失しない猶予期間（第一部分第一章6.3）

新規性を喪失しない開示にあたる状況として、「国内に緊急事態が発生した場合もしくは非常事態にある場合、公益を目的とした最初の開示」を追加し、6.3.1に新規性喪失の例外が適用される期間と要件を規定している。

### (ii) 職権による期限の延長（第五部分第七章4.2）

国内で緊急事態が発生した場合もしくは非常事態にある場合、専利局は、法に従って専利法実施細則に規定された期限および専利局が指定した期限の延長や、当事者が履行すべき関連手続を簡略し、公告等の形で当事者に通知することができる。

## 7. 審査の質と審査効率向上のための関連規定

### (i) 実用新案の明らかな進歩性に係る審査（第一部分第二章11）

### (ii) コンピュータプログラムに係る発明の専利出願審査（第二部分第九章）

この改正により、コンピュータプログラムに関連する発明専利の書き方、保護対象の審査、および新規性と進歩性の審査に対して明確化および調整が行われた。これらは、5.2 クレームの書き方、6.1.2 専利法第二条第二項の審査（保護対象に関する審査）、6.1.3 新規性および進歩性の審査にも関連する。

### (iii) 帰属紛争の当事者が無効宣告プロセスに参加するための規定（第四部分第三章）

主に、3.7 権利帰属紛争の当事者が無効宣告プロセスに参加するための形式審査、3.8 形式審査通知書、6.1 決定の送達に関して規定しており、専利無効宣告プロセスと専利権帰属紛争の関わりを明確にしている。

上記の改正により、権利の帰属めぐる紛争が発生した場合でも、改正前のように無効化プロセスが直接中断されることはなく、専利権帰属紛争の当事者が無効化プロセスに参加できるようになる。無効化プロセスを継続することにより、悪意によ

る中断を避けられるようになる。さらに、専利権帰属紛争の当事者が無効化プロセスへの参加を要求する権限等も規定されている。

#### (iv) 遅延審査制度の改善（第五部分第七章 8.3）

意匠の遅延審査請求は、出願人が意匠出願の提出と同時に行わなければならない。遅延期間は月単位であり、最大遅延期間は、遅延審査請求の提出日から 36 か月である。遅延期間が満了する前に、出願人は遅延審査請求の取下げを請求することができる。要件を満たす場合、遅延期間は終了し、専利出願は順番に審査待ちとなる。同じ出願人が同じ日（出願日のみを指す）に、同じ発明について実用新案と発明の両方を出願した場合、専利権を取得した実用新案に対応する発明専利出願は一般的に遅延審査の対象となり、遅延期間は通常 4 年とする。

#### (v) 信義誠実の原則に反することに関する審査

具体的な規定は以下のとおりである。

- (1) 初歩審査（第一部分）：第一章 7.9 および第二章 5。
- (2) 実体審査（第二部分）：第一章 5、第七章 10（検索を必要としない状況）、第八章 4.7（全面審査）、第八章 6.1.2（信義誠実の原則に反することを拒絶理由とする）。
- (3) 国内段階に移行する PCT 国際出願の審査（第三部分）：第二章 2.2。
- (4) 復審と無効プロセス中の審査（第四部分）：第二章（復審請求の審査 4.1 理由と証拠の審査）、第三章（無効宣告請求の審査 4.1 審査範囲）。

備考：専利法実施細則第十一条（改正予定）の規定によると、信義誠実の原則に反する行為は、次のように規定されている。

「専利出願の過程において、捏造、偽造、盗作、組み合わせもしくは他の不正当な行為は、専利法第二十条第一款に違反する。」

## 8. 簡略化または要件が緩和された手続規定

### (i) 専利権評価報告請求の主体（第五部分第十章）

2.1 において、専利権評価報告を請求する主体と時期を規定した。

専利権評価報告書請求の主体が「専利権者または利害関係者」から「専利権者、利害関係者または潜在的な被疑侵害者」に拡張され、さらに、専利権者、利害関係者に対して、解釈を記載した。このうち、実用新案もしくは意匠専利権が複数の専利権者によって共有されている場合、請求人は一部の専利権者であってよい。利害関係者は、例えば、専利権の独占的実施許諾契約のライセンシー、および専利権者が訴訟権を与えた専利権の通常実施許諾契約のライセンシーであってよい。

また、「潜在的な被疑侵害者」とは、「被疑侵害者となる可能性のあるあらゆる単位もしくは個人」と定義されている。

第2.3節 専利権評価報告請求書：請求人が潜在的な被疑侵害者である場合、弁護士書簡等の証明書類を提出しなければならない。

ただし、《専利法実施細則改正案（意見募集稿）》第五十六条において、専利権評価報告の請求主体は「あらゆる単位もしくは個人」と規定されている。

実際の状況を合わせて考慮すると、審査指南の上記改正が通る可能性が比較的大きいと思われる。それに応じて、実施細則は専利権評価報告の請求主体に対して制限を行うことになるとと思われる。

### (ii) 発明および実用新案においてカラー図面の提出を認める（第一部分）

主に、第一章発明専利の初歩審査 4.3 明細書図面、第二章実用新案専利出願の初歩審査 7.3 明細書図面に次のように規定されている：

図面は通常、黒インクで描き、必要時には、専利出願の技術に関する内容を明確に描写するために、カラー図面を提出することができる。

これまで、発明や実用新案の場合、図面の一般的な要件は白黒の線図であった。今回の改正により、図面を提出するための要件が大幅に緩和される。これは、コンピューター分野でのユーザーインターフェイスや、機械分野でのレンダリング図等の出願に非常に便利になる。

### (iii) 選択図の提出方法の簡略化

第一部分第一章 4.5.2、第二章 7.5、第二部分第二章 2.4、第三部分第一章 3.2 : 選択図に関しては、1 つだけ指定し、図面番号を願書に記載するだけでよい。個別に提出する必要はない。

#### (iv) 強制代理委任の例外

例えば、

第一部分第一章 6.2.1.3 (先願書類の写し) : 出願人自ら提出することができる。

第五部分第二章 2 (費用の支払いと決済方法) : 「専利代理機構を通して手続」という表現を削除した。

#### (v) 分割出願手続の簡略化

第二部分第六章 3.2 (分割出願が満たすべき要件) : 「分割出願を提出する時に、元の出願書類の写しを提出しなければならない。優先権を主張しているもの、元の出願の優先権書類の写しも提出しなければならない。」という表現を削除した。

#### (vi) 配列表の提出要件の簡略化

第二部分第十章 9.2.3 (ヌクレオチド又はアミノ酸配列表 (2)) : 「出願人はヌクレオチドまたはアミノ酸の配列表を記載したコンピュータ読み取り可能な写しを提出しなければならない。」という表現を削除した。

#### (vii) 域外証拠の交渉および証明手続の簡略化

第四部分第八章 2.2.2 (「域外証拠および香港・マカオ・台湾地区で形成された証拠の証明手続」) : 「そして同国の中華人民共和国駐在大使館・領事館によって認証されたか」を削除した。

改正後の表現から、域外証拠は、所在国の公証機関によって証明されればよい。これによって、無効プロセス双方の拳証作業が一定程度に軽減される可能性はある。

## 9. その他の関連規定

### (i) 電子方式により送達された通知と決定については、発行日を送達日とする（第五部分第六章 2.3.1）

現在、審査意見通知、訂正通知書、拒絶決定等は、電子方式により送達配信されている場合であっても、応答期限の開始日は発行日+送達日（15日）となっている。そのため、改正後の応答期限は現在より15日短くなる。

### (ii) 実体審査料の減免制度に関する改正（第三部分第一章 7.2.2）

現在、欧州特許庁、日本国特許庁、スウェーデン特許庁の3つの国際調査機関によって国際調査報告書が出された国際出願については、国内段階で実体審査請求書を提出する場合、実体審査料の80%を支払うとされているが、改正後、この割引制度はなくなる。

#### 【ソース】

1. 「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に対する意見公募の通知  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art\\_75\\_166474.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art_75_166474.html)
2. 「専利法実施細則改正案（意見募集稿）」に対する意見公募通知  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art\\_75\\_155294.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/27/art_75_155294.html)
3. 専利審査指南（2010）（局令第55号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/1/9/art\\_99\\_28237.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2015/1/9/art_99_28237.html)
4. 「国家知識産権局による<専利審査指南>改正に関する決定」（局令第67号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/11/6/art\\_99\\_28226.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2013/11/6/art_99_28226.html)
5. 「国家知識産権局による<専利審査指南>改正に関する決定」（局令第68号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2014/3/17/art\\_99\\_28225.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2014/3/17/art_99_28225.html)
6. 「専利審査指南」改正に関する決定（2017）（局令第74号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/6/art\\_99\\_28208.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/6/art_99_28208.html)
7. 「専利審査指南」改正に関する公告（第328号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/9/25/art\\_74\\_27623.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/9/25/art_74_27623.html)
8. 「専利審査指南」改正に関する公告（第343号）  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art\\_74\\_28143.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art_74_28143.html)

9. 「国家知識産権局による〈專利審査指南〉改正に関する公告」（第391号）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art\\_74\\_155606.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_74_155606.html)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）